

第3次天城町行政改革大綱



【住んでよかった！

これからも住み続けたい町 あまぎ】

令和 3年 2月

天 城 町

目 次

| | | |
|-----|-------------------------------|-----|
| 第1章 | 行政改革の継続した取り組みについて | P2 |
| 第2章 | 行政改革の推進方針 | P3 |
| 第3章 | 行政改革推進体制と計画の期間 | P4 |
| 第4章 | 行政改革の主要な取り組み事項 | P5 |
| 第1節 | 行政サービスの向上と効率的な事務事業の推進 | P5 |
| 1 | 事務事業の見直し | |
| 2 | 各種団体への補助金交付及びイベント等の見直し | |
| 3 | 行政情報化等の推進 | |
| 4 | 行政サービスの徹底と情報の受発信 | |
| 第2節 | 財政の健全化 | P6 |
| 1 | 町税等歳入確保の強化 | |
| 2 | 使用料、手数料等の見直し | |
| 3 | 町有財産の有効活用 | |
| 4 | 補助金、負担金の見直し | |
| 5 | 投資的経費の圧縮及び経常経費の節減 | |
| 第3節 | 時代に即応した組織・機構の見直し | P7 |
| 1 | 組織・機構の簡素合理化 | |
| 2 | 審議会等の見直し | |
| 第4節 | 定員管理及び給与の適正化 | P8 |
| 1 | 定員管理について | |
| 2 | 給与の適正化について | |
| 第5節 | 共生・協働のまちづくりの推進 | P9 |
| 1 | 女性の積極的な登用 | |
| 2 | 集落自治会やNPO法人の育成支援・パブリックコメントの充実 | |
| 第6節 | 効果的な行政運営と職員の資質向上 | P9 |
| 1 | 施策決定の選択と町民参画 | |
| 2 | 効果的な行政運営のための人事管理 | |
| 3 | 職場の活性化 | |
| 4 | 時代変化に対応できる人材の育成 | |
| 5 | 職員の綱紀粛正について | |
| 第7節 | 公共施設の設置及び運営管理 | P11 |
| 1 | 施設設置と整備 | |
| 2 | 施設管理と委託について | |
| 3 | 公共施設の開放 | |
| ● | 用語解説 | P12 |

第1章 行政改革の継続した取り組みについて

本町では、「第6次天城町総合振興計画《AMAGI-VISION》(令和3年～12年)」の下、町政発展と効率的な行政推進及び町民サービスの向上を図るために、これまで取り組んできた内容を継続しながら、事務事業の改善や民間委託など組織機構の簡素合理化及び、経常経費の5%削減など行財政改革に取り組んでまいります。

本町を取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少が進行する中、社会保障関連経費負担の増加や町税等収入の減少、老朽化が進む公共施設の改修費用等の増加、さらには近年頻発する地震、豪雨などの災害、新型コロナウイルスの発生といった突発的な経費の支出など、多くの課題を抱え大変厳しい状況にあります。

このような中、町民のニーズを的確に捉えながら、優先的・重点的に提供するサービスを選び、令和2年3月に策定した「第2次天城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基本とした、経営資源を集中的に投入することが求められています。

国は、平成23年度の第6次地方分権一括法※1により、地方の自主性及び自立性を尊重しながら事務・権限の委譲や義務付け・枠付けの緩和等を行う一方で、地方に対し行財政改革のさらなる推進、行政運営の公正の確保と透明性の向上、住民参加の充実など、地方分権改革をより推進するための体制整備を求めています。

本町の町づくりについて再度見つめ直し、天城の魅力や価値の再発見、真に人間としての豊かさとは何かを、町民と行政がともに考え、知恵を出し合って、町民協働の町づくりを推進する必要があります。

このため、町では行政改革推進委員会が提言した答申を参考に、議会や町民の声を反映させて、これまで進めてきた行政運営の効率化に加え、さらに町民満足度の向上、PDC Aサイクル※2による進行管理を徹底し、質の高い行政サービスを提供するため、第2次天城町行政改革大綱を見直し、新たな指針となる第3次天城町行政改革大綱を策定しました。

第2章 行政改革の推進方針

この大綱が目指すものは、町民本位と成果重視の視点で、町民にとってより満足度の高いサービスを提供できる行政システムの構築であり、推進にあたっては地方分権の進展や行政ICT※3化、行政手続きにおける書面規制、押印、対面規制の見直しなど時代の流れに的確に対応し、効率的・効果的な行政運営に取り組みます。

基本的な取り組みとして、第1次天城町行政改革大綱から変更することなく、以下の3点について取り組みます。

1 町民主役の町政の推進

社会情勢の変化に伴う町民の意識の変化、ニーズの高度化、多様化に対応する町民参加型行政、町民の視点に立った施策の展開、行政の透明性の確保、十分な説明責任の履行などに努め、町民主役の町政を推進します。

2 安定した財政運営の推進

直面する財政危機を克服し、将来にわたって安定した財政運営ができるよう、限りある財源の効果的・効率的な運用と歳出の合理化に努めます。

3 町独自の自立した政策と効率的な行政運営の推進

地方分権時代を迎え、町自らの権限と責任による地域特性や個性を生かした町づくりが求められており、職員の意識改革や資質向上を図り、政策立案能力・遂行機能の充実と、独自性・自立性のある行政運営向上に努めます。また、行政システム構築や社会的ニーズに対応した事務事業の見直し、ICT技術の活用など、業務効率化や生産性の向上、町民の利便性が向上するよう取り組みます。さらに、各課においてすべての事業を町民目線に立って「全事業総点検」を行い、事業の方向性を見直しを行うなど町民サービスの向上に努めます。

第3章 行政改革推進体制と計画の期間

1 推進体制

行政改革の着実な推進を図るため、天城町行政改革推進本部を中心として、目標達成に向けて職員一人ひとりが自覚と責任を持ち、全庁一丸となって積極的に取り組むこととします。

2 職員の意識改革

職員は、行政改革を着実に推進するために従前の例や方法にとらわれることなく、所管する事務について自主的かつ意欲的に創意・工夫をこらし、効率的な事務処理や職場環境づくりに努め、自らの課題として取り組みます。

3 町民の理解・協力と町議会との連携

AMAGI-VISIONにおいて、町民ニーズや価値観を反映した地域の個性ある町づくりを町民とともに策定、実施しているところであり、行政が町民生活の各分野に深いかかわりをもつことを十分認識するとともに実効性のある行政改革の実現を図るため、その効果や内容について情報を開示し、広く町民の理解と町議会との連携を図りながら推進します。

4 計画の期間

第3次天城町行政改革大綱の計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

また、この計画が確実に成果を上げるために実施計画（集中改革プラン）を作成し、PDCAサイクルに基づき検証を行います。

行政改革は不断の行政課題であり、常に全事業総点検（事務事業の見直し）を行い、簡素にして効率的な行政の確立に向けて努めてまいります。

第4章 行政改革の主要な取り組み事項

第1節 行政サービスの向上と効率的な事務事業の推進

厳しい行財政状況の中で、社会経済情勢の変化や新たな行政課題に積極的に対応していくためには、限られた人的資源と財源をより一層効果的に活用します。また、長期的展望に立ち、現行事務事業をその重要性、必要性、効果等の観点から見直し、積極的なスクラップ・アンド・ビルド※4を行い、新規事業についても優先順位を明確にし、事業の適切な選択を行ってまいります。

1 事務事業の見直し

多様化・高度化する町民ニーズを的確に把握し、変化し続ける行政課題に対応するため、既存の事務事業について行政の責任領域、関与の必要性、受益者負担の公平性、行政の効率と効果の観点から全庁的な総点検（全事業総点検）を行い、その存続についても再検討を加えるなど抜本的な見直しを行います。

2 補助金交付及びイベント等の見直し

補助金の交付については、その目的、活動の実態、運営状況等を再評価し、町民のニーズに込えているのか、絶えずその事業達成度、効果などを検証、見直しを行います。

また、交付にあたっては総額を抑制するため、サンセット方式※5による事業計画、事務手続きを行うこととし、その団体や関係者の自助努力を促してまいります。

住民向けのイベントについては、参加者アンケートや各種団体との意見交換等により町民の意見を把握し、町施策の展開上の必要性にも考慮しながら、形骸化、参加者減少、効果や継続性など、検討する必要があるものについて見直しを行います。

3 行政情報化等の推進

ICTを活用することにより、新しい時代に対応した行政の情報化を推進し、行政事務の効率化・高度化を図るため、個人情報保護や安全性に配慮しながら、庁内LANの活用及びネットワークシステムの充実整備を図ります。

意思決定の迅速化・簡素化について電子決裁システムの導入を検討し、広範な事務処理に対処するため、積極的に決裁権限の下位委譲を促進します。

文書の回覧や伝達をネットワークシステムで行うことにより、事務処理の迅速化を図り、文書集中管理システム構築、情報公開、併せてペーパーレス化など経費削減を推進します。

4 行政サービスの徹底と情報の受発信

職員の待遇改善、事務の種類や性質によりの確な行政サービスができるよう再任用職員、有資格の会計年度任用職員など専門職員の配置と、インターネットやA Y T、ホームページなどを活用した情報受発信など、町民の立場に立った誠実な対応を徹底いたします。

第2節 財政の健全化

社会経済情勢の変化と新たな行政課題に対応するためには、計画的な行政運営に努め、財政の健全性を保持することが不可欠です。

このため、町税、保険税、使用料・手数料、分担金・負担金等の歳入確保の見直しと徴収率アップと収入未収金（滞納繰越分）の解消、時効成立による不納欠損の未然防止など収納率向上のための体制強化を図ります。

歳出については、投資的な経費の見直しと経常経費の削減、事業の重点化、また全庁的に事務事業の抜本的な見直しを行い、職員のコスト意識の徹底を図るなど行政経費の節減に努めます。

1 町税等歳入確保の強化

町民の負託、地域に根ざした行政運営を行うには、町税等自主財源の安定した確保が必要であり、滞納者に対する厳正な処分等も視野に入れながら、全庁一丸となって横断的に連携を取りながら課税客体の適正な把握、徴収対策に取り組むとともに、税に対する町民への啓発活動など納税意識の周知徹底を図ります。

2 使用料、手数料等の見直し

各種使用料、手数料、その他実費徴収金等の歳入については、町民生活への配慮、行政コストとのバランス、経費負担のあり方など受益の公平性を確保する観点から、定期的な見直しを行い、その適正化を図ります。また、町有財産の使用料や貸付料等の減免措置について、使用を許

可している財産の利用実態等を踏まえて、受益者負担の適正化や公益性の観点から見直しを行います。

3 町有財産の有効活用

町有財産についてその利用状況及び活用策を検討し、遊休地、貸付地等で処分可能なものについては適正な処分を行い、歳入の確保と維持管理経費の節減に努めます。

現在貸付けている公有財産の貸付単価の見直し、今後の利用計画や町有財産の公益性に支障が生じない範囲での駐車場用地などの貸付けや個人利用の町有地の積極的な払い下げや貸付けを行い、有効利用を図ります。

4 補助金、負担金の見直し

補助金、負担金は制度化されると廃止するのが難しく、見直しがなされないまま継続される傾向があります。行政の責任分野、経費負担のあり方、受益の公平性、行政効果等を精査し、廃止、統合、時限化等により整理合理化を行うとともに、事業規模等から公平公正な金額であるかについても見直します。

また、補助金等の新設については、上記を踏まえたうえで必要性を考慮して設置します。設置する場合は終期を設定して既設の補助金等を整理統合するなど、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図ります。

5 投資的経費の圧縮及び経常経費の節減

地域社会のニーズを考慮しながら、投資的経費の圧縮と事業重点化、コスト縮減、地方債発行額の抑制で、公債費の軽減を図ります。また、経常経費については、毎年度の予算編成を通じてその節減を図るとともに、行政効果や必要性を十分に検討し、一層の経費節減に努めます。

第3節 時代に即応した組織・機構の見直し

少子高齢化、情報化社会などの社会情勢の変化や地方分権の進行等に的確に対応し、新たな行政課題と町民の多様なニーズに即応できる行政サービスを展開するためには、これらの要請に応え得る柔軟な組織・機構を編成し、政策形成機能や総合調整機能の充実を図る必要があります。このために総合性及び機能性を重視した組織・機構の再編を行い、執行部の強化を図ります。

1 組織・機構の簡素合理化

最小の経費で最大の効果を上げていくため、業務内容や業務量の見直しを踏まえて、組織の規模や人員配置などを総合的に判断し、機能的かつ柔軟な組織・機構づくりを進めるとともに、職員配置の適正化に努め、組織・機構の簡素合理化を推進します。迅速な意思決定と複数課に関連する行政課題に的確に対応する組織をつくり、総合的な事業展開を図ります。

2 審議会等の見直し

審議会等は行政の公平性の確保や有識者の専門知識と町民の意見を行政運営に反映させる目的で設置されていますが、運営等の効率化を図るため委員構成、委員数、類似性の観点から見直しを行うとともに、設置の目的や効果、目的の達成状況等から存続の必要性についても検討を行い、適正化に努めます。

第4節 定員管理及び給与の適正化

町民ニーズの多様化、高度化に伴って増加する行政需要に対して、弾力的かつ的確に対応していくため、適材適所の職員配置に努めるとともに、OA化やAI導入の検討による職員数の抑制を図るなど適正な定員管理を推進します。

給与制度については、職員の能力、業績評価及び能力評価に基づく給与体系への転換など、今後予想される公務員制度改革の動向を踏まえながら、引き続き適正化に向けて検討します。

1 定員管理について

定員管理にあたっては、行政と民間との役割分担による事務事業の縮減、費用対効果を勘案しながら、OA・AI※6化、民間委託等を積極的に導入して、定員削減の方向で適正化に努めます。

また、年齢構成の平均化や退職予定者の長期的見通し等を踏まえた人事管理など、将来の行政需要の動向を勘案しながら定員適正化計画を策定、これに基づいた管理を行います。

2 給与の適正化について

職員の給与については、国や他の地方公共団体の状況を踏まえ、職務

と責任に応じた適正な給与水準を維持するとともに、今後も給与制度の適正な運用に努めます。

特別職給与及び議員報酬の見直しについては、天城町特別職報酬等審議会条例第2条に基づき、審議会の意見を聞くものとします。

また、人件費の予算に占める相対的な比重の抑制に向けて検討します。

第5節 共生・協働のまちづくり推進

性別による固定的役割分担意識による男女間格差や、政策・方針決定に対する女性参画の低さなどについて学習の場を設け、女性の人材育成の推進を図るとともに、家庭と仕事、地域活動などに積極的に参加できる環境づくりに努めます。

また、高齢化や若者の島外流出に伴う人口減少、さらには住民意識や生活スタイルの変化など、多様化・複雑化する社会環境へ対応するため、住民参加型の会議やパブリックコメントの充実を図り、協働のまちづくりを推進します。

1 女性の積極的な登用

性別にかかわらず、個人が自由な選択のもとであらゆる分野へ参画し能力を発揮できる男女共同参画社会の実現なしには、協働の社会は創造できないことから、天城町男女共同参画基本計画に基づき男女共同参画を推進します。

2 集落自治会やNPO※7法人の育成支援、パブリックコメント※8の充実

住民への積極的な情報提供による情報の共有化を進め、パブリックコメントの充実により住民からの意見が反映される仕組みを作るとともに、住民の行政への参画と自治会組織やNPO法人の育成支援など各種団体との連携による共生・協働のまちづくりに取り組みます。

第6節 効果的な行政運営と職員の資質向上

現在の厳しい財政環境の下で、限りある人員や財源を有効に活用し、多様な行政課題に応えるため、公・民間の役割分担、コスト削減、OA機器の導入などに留意し、事務事業や事務処理方法を抜本的に見直すとともに、事務事業の推進による行政効果を高め、事務の成果を重視する行政システムへの転換を図ります。

また、地方分権が進展するなかで、自治体自らの行政執行能力を高め、町民の負託に的確に対応していくために、町民ニーズに対応できる政策形成能力や創造的能力を有する意欲ある人材の育成に取り組みます。

1 施策決定の選択と町民参画

施策の選択にあたっては、町民ニーズの的確な把握を行い、行政の責任分野に留意しながら、施策の重要性、緊急性、また公平な受益と負担など、PDCAサイクルにより進行管理を徹底し継続・廃止等について適正に行います。

また、町民の政策形成への参画について、集落座談会（む～るし語ろう会）による町民への意見の徴取や懇話会の開催、ICTの活用など町民と行政のコミュニケーションの充実を図り、町民自らが政策形成を担うことのできる仕組みづくりを促進します。

2 効果的な行政運営のための人事管理

効率的・効果的な行政運営を展開するために、職員一人ひとりが誇りと情熱を持って仕事に取り組む姿勢が求められており、高度な資質と能力を持った人材の確保・育成と、その能力を十分発揮できる職場環境づくりが必要です。

このため、人事管理方針の明確化を図るとともに、適材適所の人事配置、職名の改善、各職場の実態に応じた勤務体制の見直しなどを検討し、早期退職制度や再任用制度、勤務評定制・人事評価及び能力評価など実施中の制度については引き続き取り組んでまいります。

3 職場の活性化

新たな行政課題や多様な町民ニーズに柔軟に対応するため、より簡素で効率的、併せて横断的に政策課題に的確に対応できる総合的かつ機能的な執行体制、職場づくりを推進します。

管理職と一般職員のコミュニケーション、関係各課の連携強化を図り、情報の共有化の下で、職員一丸となった業務遂行体制を整えます。

働き方改革※9による長時間労働の是正により、時間外勤務縮減について、管理職を中心に職員の意識改革を図りながら、管理職による事前命令の徹底、不要不急な事務の見直しを行い、廃止・縮小などに取り組みます。

課長への決裁権限について責任の範囲を明確にしながら、町長の補佐機能としての権限委譲を行い、事務処理の迅速化・効率化を図ります。

定型的業務を中心とした事務処理の効率化・平準化のため、課ごとに事務処理のマニュアル化・フローチャート化を推進するとともに、各課での行政改革スローガンを作成し、職員一丸となって改革に取り組みます。

「職員提案制度」を活用し、業務改善、効率化ならびに政策立案など、職員の創意工夫や発想を取り入れ、町政運営参加への意識高揚に努めます。

4 時代変化に対応できる人材の育成

町民の期待と信頼に応える行政感覚、町民ニーズに即応した政策形成能力や時代の流れに対応できる創造的能力を有する意欲的な職員を育成するため、多様な研修を計画的に実施し、職員の意識改革と能力開発を図っていきます。

5 職員の綱紀粛正について

町民の信頼に応えるために、常に町民全体の奉仕者として積極的に地域行事へ参加し、自覚と責任を持ち、地方公務員法を遵守し、町民に不信をもたれないよう課長による指導強化などを含めて職務に専念する体制を強化します。

第7節 公共施設の設置及び運営管理

少子高齢化社会の進展、情報化社会などの社会情勢の変化による町民生活の多様化に伴い、町民の新たな行政ニーズに対応して各種の公共施設の整備を進めていますが、既存の施設については老朽化に伴い、公共施設等総合管理計画及び個別計画に基づき、改修、統合等を検討し整備してまいります。

また、今後の公共施設整備についてはPFI・PPP※10など民間活用や効率的かつ効果的な設置についても検討し、運営については目的を達成する有効で合理的な管理運営を推進します。

1 施設設置と整備

公共施設の整備にあたっては、老朽化する公共施設の改修、廃止、統合化など山積する課題をクリアするため事前に当該施設の役割、機能、運営方法等について多面的に検討するとともに、省エネルギー、節水面でのモデル施設としての役割も持たせ、他施設との機能や役割分担を明

確にして、広域的な観点からも積極的に調整を行い、施設複合化による効率的利用についても検討します。

また、厳しい財政事情の中でも町民ニーズに応えるため、PFI・PPPなど民間を活用した地域づくりの事業を検討・推進します。

目的及び役割を終えた施設については、縮小又は廃止の方向で検討します。

2 施設管理と委託について

施設の設置目的に沿って町民に有効な利用を促進するため、複数施設の一括管理体制などを検討しつつ、勤務体制の調整、維持管理など合理的かつ効率的な運営管理を進めるとともに、スタッフの育成や他の施設との情報交換、連携等により充実に努めます。

町民により良いサービスを提供するため、町の適正な管理・監督のもと管理の積極的な外部委託の推進と、施設の利用料金制度の有効な活用等、より効果的な施設の管理運営を図ってまいります。

3 公共施設の開放

地域住民の要望等に応じて、公立小中学校を含めた地域の公共施設を開放し、地域のコミュニケーション、スポーツ、生涯学習の場として、子供から高齢者まで利用できるように、関係者及び関係機関等と協議して計画、推進します。

【用語解説】（下線※1～※10について記載）

① 地方分権一括法

地方分権一括法は、地方公共団体の事務に関する記述のある法律のうち、改正が必要な475本の法律の改正部分を1本の法律として改正したもの。主な内容は、機関委任事務の廃止と事務の再配分、国等から地方に対する関与の見直しと新たなルール化、権限移譲の推進などです。

② PDCAサイクル

Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（評価）⇒Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善することです。

③ ICT

コンピューターやインターネットに関連する技術の総称です。

ICT (Information and Communication Technology 《インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー》) とは、IT とほぼ同義語ですが、情報通信技術のコミュニケーション性を協調していて、ネットワーク通信による情報・知識の共有を念頭に置いた表現となっています。日本ではIT という言葉が普及しましたが、国際的にはICT という呼称のほうが一般的です。

④ スクラップ・アンド・ビルド

組織・事業の肥大化を防ぐため、課それぞれのレベルにおける組織・事業単位数を増やさないことを前提とした基本原則。組織・事業の新設の場合には、それに相当するだけの既存組織・事業を廃止しなくてはならないものとされています。

⑤ サンセット方式

政府の組織・制度あるいは事業などで、予め法律で終期を明示しておくことです。

⑥ OA・AI

OA (Office Automation 《オフィス・オートメーション》) とは、従来、紙の上で手作業で行っていた事務作業を、コンピュータ技術を利用して電子化するとともに一部の定型的作業を自動化することで、効率化することです。

AI (Artificial Intelligence 《アーティフィシャル・インテリジェンス》) とは、コンピュータを用いて知能を実現する研究分野。または、人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したものです。

⑦ NPO

広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のことです。

⑧ パブリックコメント

(意見公募手続) 町が条例・規則及び各種計画を制定するときに、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続きのことです。

⑨ 働き方改革

少子高齢化に伴う労働力不足や、働く人のニーズの多様化という日本の課題の解決を目指し、2018年に働き方改革関連法案が成立し、2019年4月より順次施行されている。働き方改革関連法の主なポイントは、労働時間法制の見直しと雇用形態に関わらない公正な待遇の確保です。

⑩ PFI・PPP

PFI (Private Finance Initiative 《プライベート・ファイナンス・イニシアティブ》) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。

PPP (Public Private Partnership 《パブリック・プライベート・パートナーシップ》) とは、「民間にできることは民間に委ねる」という方針により、民間事業者の資金やノウハウを活用して社会資本を整備し、公共サービスの充実を進めていく手法です。